

国空無機第 71512 号
令和 7 年 6 月 17 日

土橋産業株式会社
代表者 土橋 哲郎 殿

国土交通省航空局安全部長

無人航空機講習に関する業務改善勧告

令和 6 年 12 月 27 日に実施した貴社に対する航空法(昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。)第 134 条第 2 項に基づく立入検査において、下記 1. のとおり不適切な無人航空機講習を行った事実(以下、「本件事実」という。)が確認された。

本件事実については、下記 2. のとおり、不適切事項と認められることから、下記 3. に掲げる措置を速やかに講ずるよう業務の改善を勧告する。

なお、講じた措置については、令和 7 年 7 月 17 日までに報告されたい。

記

1. 無人航空機講習に係る不適切事項の内容

(1) 学科講習修了の確認が不十分であったことによる学科講習未修了者への修了審査の実施及び修了証明書の発行

法第 132 条の 72 及び無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令(令和 4 年国土交通省令第 59 号。以下「省令」という。)第 6 条第 5 号において、登録講習機関の課程では、登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示(令和 4 年国土交通省告示第 951 号。以下「告示」という。)に規定する必要履修科目を同告示の基準により修得した者に対してのみ修了審査を行うことが求められている。また、省令第 6 条第 9 号において、必要とされる履修科目を修得し修了審査に合格した者に対してのみ修了証明書を発行することが規定されている。しかしながら、貴社においては、学科講習を修了したか否かについての確認が不十分であり、結果として、学科講習を修了しているか否かが確認できない者に対して修了審査が実施され、修了証明書が発行されていた。

(2) 実施していない実地講習及び修了審査を修了したとする修了証明書の誤

記

法第 132 条の 72 及び省令第 6 条第 9 号において、必要とされる履修科目を修得し修了審査に合格した者に対してのみ修了証明書を発行することが規定されている。しかしながら、貴社においては、限定変更（目視内）に係る実地講習及び修了審査を実施していない者について、修了証明書に当該講習を修了した旨の誤記が含まれていたことにより、これらの講習を修了したとする修了証明書が誤って発行されていた。

（３）特定飛行における承認の未取得

法第 132 条の 86 第 3 項及び第 5 項 2 号及び航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「施行規則」という。）第 236 条の 81 において、特定飛行を行う場合は、国土交通大臣の承認を受けることが規定されている。しかしながら、貴社においては、特定飛行を行う実地講習、修了審査で国土交通大臣の承認を取得していなかった。

（４）入学申請者に提出を求める申請書添付書類の不備及び不保存

省令第 12 条第 2 項において、登録講習機関は入学申請書及びその添付書類を備え、無人航空機講習を終了した日から 3 年間保存することが規定されている。当該規定を踏まえ、貴社の無人航空機講習事務規程（以下「事務規程」という。）6-2 では入学申請書の添付書類について規定されており、民間技能認証等を有する者であって講習科目の一部の減免を受けようとする者は、該当する民間技能認証等の写し等を提出させることとされている。しかしながら、貴社においては講習科目の一部の減免を受けようとする一部の者の民間技能認証等の写しが備えられておらず、また、保存されていなかった。

（５）修了審査における関連書類の不保存

法第 132 条の 80 及び省令第 12 条第 1 項第 3 号に基づき、修了証明書の交付に関する事項を備え、無人航空機講習を終了した日から 3 年間保存することが規定されている。これを踏まえ、貴社の事務規程 9-6 では、修了審査に係る採点用紙等を保管することとされており、日常点検記録及び飛行記録を保存する必要がある。しかしながら、貴社においては、修了審査において受講生が記入した日常点検記録及び飛行記録が保存されていなかった。

（６）役員の解任に係る届出の未実施

省令第 5 条第 2 項において、登録講習機関は、役員を解任したときは、その日から二週間以内に、その旨並びにその理由及び年月日を国土交通大臣に届け出なければならないことが規定されている。しかしながら、貴社においては、役員の解任をしたとき、当該事由から二週間以内に届出が実施されていなかった。

(7) 講習を受けようとする者が経験者であることの判断基準の不明瞭

貴社の事務規程 6-2 では入学申請書の添付書類について規定されており、民間技能認証等を有する者であって講習科目の一部の減免を受けようとする者は、該当する民間技能認証等の写し等を提出させることとされている。しかしながら、貴社においては、民間技能認証等の指し示すところが不明確であり、管理者の裁量のみで判断されていた。

(8) 事務規程に規定されていない講習料金の徴収

法第 132 条の 74 第 2 項及び省令第 8 条 3 号に基づき、事務規程に無人航空機講習の料金を定めることが規定されている。しかしながら、貴社においては事務規程に記載されていない割引価格にて料金を徴収していた。

(9) 講習記録簿記載項目の一部未記載と誤記

貴社の事務規程 12-1 では、講習記録簿に記載すべき項目が規定されている。しかしながら、貴社の講習記録簿においては、事務規程に規定される講習の実施事務所の記載欄がなく、記録もされていなかった。また、講習記録簿の講習実施日に誤記があった。

(10) 事務規程の添付資料内の講習時間の不整合

貴社の事務規程 別添 11 では講習の科目時間等を規定している。しかしながら、事務規程 別添 11 の資料内で同様の科目に対して複数の時間が記載されており、資料内で整合が取れていなかった。

(11) 事務規程記載内容と異なる時間割での講習実施

貴社の事務規程 別添 13 では、講習の時間割が規定されている。しかしながら、実際の講習では、事務規程に定めた時間割と異なる科目から講習を開始する等、事務規程と整合が取れていなかった。

(12) 事務規程の实地講習内容の誤記

貴社の事務規程 別添 11 及び別添 13 では、实地講習の科目等が規定されている。しかしながら、事務規程には、実際の实地講習で実施していた、限定変更（目視内）に係る一部科目が記載されておらず、実態と整合が取れていなかった。

(13) 修了審査の採点に関する資料における誤記

貴社の事務規程 9-4 において、修了審査は、国土交通省及び指定試験機関が定める基準のとおり行うことが規定されている。しかしながら、貴社において、修了審査の採点表において、一部採点項目が記載されていなかった。

(14) 講師研修の記録簿における項目の一部未記載

貴社の事務規程 別添 19 では、講師に対する研修内容が規定されている。しかしながら、講師研修の記録簿において、事務規程に記載される一部項目が記載されていなかった。

(15) 修了証明書発行台帳記載項目の一部未記載

貴社の事務規程 12-2 では、修了証明書発行台帳に記載すべき項目が規定されている。しかしながら、貴社の修了証明書発行台帳においては、修了証明書の有効年月日等、事務規程に規定される項目の記載欄がなく、記録もされていなかった。

2. 業務改善勧告の理由

これらの事項については、以下の理由により、不適切事項に該当する。

(1) について、必要な履修科目（学科）を修了したか否かについて十分に確認がなされていない者に対して修了審査を行い、修了証明書を発行したことは、法第 132 条の 72、省令第 6 条第 5 号及び第 9 号に違反するものである。

(2) について、必要な講習及び修了審査を実施していない者に対して、誤って当該講習を修了したとする修了証明書を発行したことは、法第 132 条の 72、省令第 6 条第 5 号及び第 9 号に違反するものである。

(3) について、国土交通大臣の承認を受けずに特定飛行を行っていたことは、法第 132 条の 86 第 3 項及び第 5 項 2 号並びに施行規則第 236 条の 81 に違反するものである。

(4) ～ (15) については、貴社の無人航空機講習事務規定に違反する行為であり、登録講習機関の無人航空機講習事務として不適切な事項である。

3. 講ずべき措置

以上のことから、貴社において組織的な問題があると判断されるため、これらの事項に関する発生経緯及び原因の分析を確実に行ったうえで、以下の措置を講ずることを勧告する。

- 法令、規程等の内容についての理解徹底
- 法令、規程等の遵守についての意識改革
- 不適切事項発生を防止する管理体制の構築

については、上記の措置を速やかに講じるとともに、これらの事項に関する発生経緯及び原因を調査し、令和 7 年 7 月 17 日までに報告されたい。

なお、本件業務改善勧告を受けてもなお、貴社において上記の組織的な問題の

改善が図られず、同様の不適切事項の再発が確認された場合、登録の取消し等を含む不利益処分を実施する可能性があることに留意されたい。

(以上)